

ソフトバンク株式会社が販売する Zoom サービスに関する規約

第1条(目的)

この規約(以下「本規約」といいます。)は、Zoom Video Communications, Inc. (以下「提供元事業者」といいます。)が提供する「Zoom サービス」(以下「本サービス」といいます。)をソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)がおお客様へ販売するにあたり、当社とおお客様との関係を定めるものです。

第2条(個別契約の成立)

1. おお客様は、本サービスを利用するに際し、当社に対して、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます。)を提出することにより当社との間に個別契約を締結するものとします。おお客様は、申込書の提出をもって、本規約に同意したものとみなします(以下、当社とおお客様との間の契約を「本契約」といいます。)
2. おお客様は、申込書において、本規約に基づいて当社が提供する Zoom Phone の利用契約(以下「オプション契約」といいます。)を当社に申し込むことができます。この場合、おお客様は当社および提供元事業者による本人確認、利用拠点の確認に応じるものとし、本人確認が完了した旨を確認してオプション契約の申込を承諾したときに、おお客様と当社間でオプション契約が成立します。なお、Zoom Phone 利用における設定に必要な情報がおお客様に送付されたことをもって、当社による承諾とみなします。
3. 前2項の規定に関わらず、おお客様が携帯電話不正利用防止法に違反したことがある場合、当社は申込を承諾しないことがあります。

第3条(適用条件)

1. 本サービスは提供元事業者からおお客様に対し提供されます。
2. オプションサービスである Zoom Phone は、当社からおお客様に対し提供します。オーナーが本サービスとは別法人となる場合、オーナーによる Zoom Phone の利用における通話履歴等の情報を当社が契約者に提供することについて同意が必要です。
3. サービスの提供にあたっては、本契約の定めのほか、提供元事業者が公開する最新の Zoom サービス規約 (<https://zoom.us/jp-jp/terms.html>)、Zoom リセラーのおお客様の利用規約 (<https://explore.zoom.us/en/eula-terms-of-service/>)も併せて適用されます。
4. 特約申込書、本規約、Zoom サービス規約および Zoom リセラーのおお客様の利用規約の定めにより齟齬がある場合には、特約申込書、本規約、Zoom サービス規約、Zoom リセラーのおお客様の利用規約の順で優先的に適用されます。
5. おお客様が本契約、Zoom サービス規約および Zoom リセラーのおお客様の利用規約を遵守しなかったことにより、当社または提供元事業者に損害が生じた場合には、おお客様が当該損害を賠償するものとし、これによりおお客様に損害が生じた場合でも当社は一切責任を負わないものとします。
6. Zoom Phoneの初回契約時および契約成立後において、犯罪収益移転防止法、電気通信事業法および携帯電話不正利用防止法の法令に基づき契約者や契約事務担当者等の本人確認を行います。これらの確認ができなかった場合、当該サービスの提供をお断りする場合があります。
7. Zoom Phone (0AB-J 番号)は、原則お申込の際に指定されたおお客様のご利用拠点でご利用ください。申込時に指定されたご利用拠点について、当社から電気通信事業法に基づくおお客様の住所や活動実態の確認ができなかった場合は利用を停止または契約を解除させていただく場合があります。

第4条(提供エリア)

本サービスおよび Zoom Phone の提供エリアは日本国内とします。

第5条(お客様への通知)

1. 当社は、お客様に対し、本契約もしくはオプション契約または本サービスもしくは Zoom Phone に関する事項を、申込書に記載されているお客様のオーナー・運用担当者、および法人テクニカルサポート Web に登録されているご担当者宛にメール、その他当社が適切と判断する方法により通知します。
2. 当社は、本契約もしくはオプション契約または本サービスもしくは Zoom Phone に関し、申込書に記載されているお客様のオーナーおよび運用担当者宛てにメールまたは電話により連絡することがあります。

第6条(お客様情報の変更)

1. 申込書に記載されたお客様の情報に変更が生じる場合には、変更の5営業日前までに、その旨を当社に連絡するものとします。この連絡が遅延し、または行われなかったことにより、お客様に損害が発生しても当社は一切責任を負いません。
2. 本サービス契約者名を変更する際に Zoom Phone ご利用中の場合、当該法人の承継または改称のみ変更を認めるものとします。
3. Zoom Phone トライアル期間中に利用した電話番号は、トライアル終了後は利用できません。また、Zoom Phone サービス開始後の電話番号変更はできません。
4. Zoom Phone (0AB-J 番号)ご契約中のお客様の利用拠点が移転する場合、移転前に当社に申告いただく必要があります。移転する場合、法令の定め等により、お客様の移転先拠点住所に応じ電話番号が変更される場合があります。

第7条(利用料金)

1. 本サービスおよび Zoom Phone の利用料金(以下「利用料金」といいます。)は別紙1の料金表に定めるとおりとします。
2. 利用料金は毎月払いとし、お客様は、当社より毎月発行される請求書に基づき、利用料金に消費税その他の税金を加算した額を、請求書に記載される支払期日までに、当社が指定する支払先に支払うものとします。振込手数料、送金手数料その他の費用はお客様の負担とします。契約期間満了まで解約することはできませんが、万が一倒産等のやむを得ない事情でお支払い済みの期間に対し解約や削除を行う場合は返金はいたしません。満了までの残存期間分の月額料金を一括にて支払うものとします。また、契約期間途中のプラン変更等で価格が変わる場合もお支払い済みの料金に関しては返金はいたしません。

第8条(支払遅延)

お客様が、利用料金又は他の債務について、支払期日を経過しても支払いをしない場合、お客様は、未払額について支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第9条(利用開始条件)

本サービスおよび Zoom Phone の利用開始条件は、別紙2に定めるとおりとします。

第10条(お客様の負担)

お客様は、本サービスおよび Zoom Phone の利用に必要な設備・機器およびインターネット接続サービス等を、自己の費用と責任で準備し、維持するものとします。

第11条(サポート)

1. お客様は、本サービスおよび Zoom Phone を利用できない場合、もしくは本サービスおよび Zoom Phone の利用にあたって障害が発生した場合には、お客様の設備、接続環境に不備のないことを確認の上、提供元事業者または当社へ通知することにより、提供元事業者または当社より助言を受けることができます。
2. 当社から以下の目的で提供元事業者にお問い合わせを行う必要があると当社が判断した場合、その必要な範囲で、本契約にかかるお客様の情報および申告内容を当社が提供元事業者提供することをお客様は了承するものとします。
 - (1) お客様から依頼を受け、本サービスの利用における不具合の解消等の支援を行う場合
 - (2) お客様から Zoom Phone サービス利用における問い合わせや不具合等の申告を受け対応する場合
3. Zoom Phone の通話履歴含めた呼情報は、Zoom Phone を当社に卸提供している提供元事業者よりお客様に対して提供されますので、Zoom Phone の呼情報の確認は、お客様から提供元事業者へ申告するものとします。

第 12 条(再販売等の禁止)

1. お客様は、当社および提供元事業者の事前の書面による承諾なく、本サービス(オプションサービスを含む。)を第三者に再販売その他の方法で利用させることはできません。
2. お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約により生じる権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡その他の処分をすることはできません。

第 13 条(サービスの停止)

1. お客様が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社は Zoom Phone を停止することができるものとします。サービスの停止期間中も月額料金は発生し、料金の返金は原則として行いません。
 - (1) お客様が本契約に違反した場合
 - (2) Zoom Phone のライセンス削減時、当社指定の期日までに電話番号がリリースされなかった場合
 - (3) 保守上または工事上やむを得ない場合
 - (4) 通話等が著しくふくそうし、またはふくそうするおそれがあると当社が認めた場合
 - (5) Zoom Phone 提供において、第 3 条第 6 項に規定する本人確認ができなかった場合
 - (6) Zoom Phone (0AB-J 番号) 提供において、第 3 条第 7 項に規定する利用拠点における活動の実態の確認ができなかった場合
 - (7) 提供元事業者により当社へのサービス提供が停止された場合
2. 当社は、IP 電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために警察機関の判断により当社に対し利用を停止する要請があったときは、警察機関が定める期間当該電話番号の利用を停止することがあります。

第 14 条(契約期間)

本サービスの契約期間は、「エンタープライズ アクティブホストライセンス」を除き、申込書記載のサービス利用開始日から 1 年間で、「エンタープライズ アクティブホストライセンス」「エンタープライズ Essentials アクティブホスト」の契約期間は、申込書記載のサービス利用開始日から 2 年間です。契約期間満了日の 60 日前までにお客様から解約の申請がなければ、契約は年単位で自動更新となります。なお、Zoom Phone のみの契約期間変更はできません。

第 15 条(利用制限)

お客様が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社は本サービスおよび Zoom Phone の利用を制限する措置を執ることがあります。

- (1) Zoom Phone において常時海外での利用が認められる場合
- (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、当社設備への影響を与えるおそれのある行為が認められる場合
- (3) 国際通信における中継やコールバック方式を利用した場合
- (4) その他、提供元事業者で禁止されている用途での利用が認められた場合

第 16 条(解約)

お客様は契約期間満了まで本契約を解約することはできません。お客様の都合でやむを得ず契約期間内に解約する場合も契約期間満了日までの利用料金を毎月お支払いいただきます。

第 17 条(解除)

1. お客様が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社からの何らの催告を要することなく、お客様は本契約およびオプション契約に基づく一切の債務につき期限の利益を喪失するとともに、当社は即時に本契約およびオプション契約を解除できるものとします。
 - (1) Zoom サービス規約および Zoom リセラーのお客様の利用規約に基づきお客様と提供元事業者との契約が終了した場合
 - (2) お客様が本契約、Zoom サービス規約および Zoom リセラーのお客様の利用規約に違反し、当社が相当の期間を定めて催告しても、かかる違反状態が解消されない場合
 - (3) お客様が利用料金の支払いを怠った場合
 - (4) お客様が申込や変更の際し、虚偽の申告を行った場合
 - (5) Zoom Phone 提供において、第 13 条 第1項(5)および(6)による利用停止の状態が当社が別に定める期間継続し、なおその状態が解消しない場合
 - (6) お客様が監督官庁より営業許可の取消、営業停止等の処分を受けた場合
 - (7) お客様が仮差押え、差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納催告、保全差押えを受けた場合
 - (8) お客様が振り出した手形・小切手が不渡りとなり手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合
 - (9) お客様が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続の申立てを受け、または自ら申し立てた場合
 - (10) お客様が解散、清算または主要事業を廃止または譲渡した場合
 - (11) 前各号と同様の経済状態にあると合理的に認められる場合
 - (12) 当社がお客様との契約を継続することが本サービスに著しい支障を及ぼすと認められる場合
 - (13) 上記のほか、当社がお客様を本サービスの提供先として不相当と判断した場合
2. 前項による契約の解除は、当社のお客様に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第 18 条(免責)

1. お客様は、本サービスおよび Zoom Phone が提供元事業者または当社より現状有姿にて提供されるものであり、サービスに関して、完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行われるものではないことを了承するものとします。また、お客様は、本サービスおよび Zoom Phone が、人の生命・身体の安全に直接的にかかわる業務に利用されることを想定していないことを認識し、万一これら業務のために利用したときは、お客様がその一切の責任を負うことを了承するものとします。
2. 本サービスおよび Zoom Phone は提供元事業者または当社よりお客様に提供されるものであり、サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、サービスの利用に伴うデータの消失、またはその他サービスに関連して発生したお客様の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任

を負わないものとします。

3. お客様は、上記に定める他、提供元事業者が Zoom サービス規約および Zoom リセラーのお客様の利用規約に基づき免責を受けるお客様の損害について、当社を免責することを了承するものとします。
4. 本サービスおよび Zoom Phone の利用にあたってお客様と第三者(提供元事業者及び他リセラー含む)との間で生じた紛争について、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 当社が、お客様に対して損害を賠償する場合、現に生じた通常損害に限り賠償責任を負うものとし、逸失利益、機会損失、特別損害については責任を負わないものとします。また、いかなる場合においても、当社の損害賠償の範囲は、損害が発生した日が属する月の利用料金相当額を上限とします。
6. 外国におけるIP電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第 19 条(本規約の変更)

1. 当社は、本規約(別紙を含みます。)の内容について、変更内容がお客様に不利にならないと当社が判断する場合には、事前の通知を行うことなく変更できるものとします。当社は変更後の本規約を以下(https://tm.softbank.jp/content/dam/common/services/zoommeeting/pdf/ci_dna-zoom-service-kiyaku.pdf)に掲載し、お客様は適宜最新の本規約を確認するものとします。
2. 当社は、本規約(別紙を含みます。)の内容について、変更内容にお客様に不利な内容が含まれると当社が判断する場合には、1ヶ月前に次項に定める方法による通知により、本規約を変更できるものとします。
3. 当社は、当社が適当と判断する方法(お客様の運用担当者のアドレス宛の電子メール、住所宛の郵便、または当社ウェブサイトへの掲示を含みます。)により、前項に定める通知を行います。

第 20 条(秘密保持)

1. 当社およびお客様は、本サービスおよび Zoom Phone の利用に関し、相手方から秘密である旨明示して開示された技術情報、営業情報およびその他一切の情報(以下「秘密情報」といいます。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、本サービスおよび Zoom Phone の提供または利用以外の目的に利用せず、相手方の書面による同意なく、第三者に開示しないものとします。ただし、以下の情報は秘密情報に含めないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知または公用である情報
 - (2) 開示の以前から被開示者が適法に所持していた情報
 - (3) 開示の後、被開示者の責に帰すべき事由によらず公知または公用となった情報
 - (4) 開示の後、被開示者が第三者より秘密保持義務を負わず適法に入手した情報
 - (5) 開示を受けた情報によらず情報受領者が独自に開発した情報
2. 前項の定めにかかわらず、お客様および当社は、法令に基づき官公署より秘密情報の開示を要求された場合は、相手方へ通知することにより、当該秘密情報を開示することができるものとします。また、前項の定めにかかわらず、当社は、お客様が本サービスおよび Zoom Phone の提供を受けるのに必要な範囲で、お客様の秘密情報を提供元事業者および当社の子会社である SB C&S 株式会社に開示することができるものとします。

第 21 条(個人情報等の保護)

1. 当社は、お客様のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
2. 本サービスの提供にあたり、提供元事業者はお客様よりご登録情報、氏名、メールアドレス、住

所、電話番号等のパーソナルデータを取得し、提供元事業者のプライバシーポリシーに従い取り扱うものとします。

3. 当社は、お客様による本サービスのご利用状況を、提供元事業者から取得することができるものとします。
4. パーソナルデータの取り扱いに関して、本規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第 22 条(反社会的勢力との関係排除)

1. お客様と当社は、次の各号に定める事項を現在および将来にわたって表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴排法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等(同条第 1 号に規定する行為。)を常習的に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人(以下併せて「反社会的勢力」という。)に該当しないこと
 - (2) 自己の代表者、役員又は主要な職員(雇用形態および契約形態を問わない。)が反社会的勢力に該当しないこと
 - (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと
 - (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと
 - (5) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
 - (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと
 - (7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. お客様と当社は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 相手方又は第三者に対する暴排法第 9 条各号に定める暴力的要求行為
 - (2) 相手方又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方又は第三者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて相手方又は第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
3. お客様と当社は、以下の各号のいずれかに該当する者(以下「委託先等」という。)に対しても、前二項の規定を遵守させる義務を負うものとします。
 - (1) お客様・当社間の取引に関連する契約(以下「関連契約」という。)の代理又は媒介を第三者に委託している場合における当該第三者
 - (2) 関連契約を第三者と締結している場合における当該第三者
 - (3) 前二号に規定する第三者から下請又は再委託を受けている者(下請又は再委託が数次にわたる場合は、その全てを含む。)
4. お客様と当社は、自ら又は自己の委託先等が第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
5. お客様と当社は、相手方に対し、相手方又は相手方の委託先等による第 1 項および第 2 項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができるものとします。この場合、相手方は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければならないものとします。
6. お客様と当社は、相手方又は相手方の委託先等が第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、お客様と当社間で締結されたすべての契約の全部又は一部を解除し、かつ、相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができるものとします。

7. 前項の規定により、相手方からお客様・当社間で締結された契約を解除された場合又は反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、お客様と当社は、当該相手方に対し、その名目を問わず、当該解除又は措置に関し生じた損害および費用の一切の請求をしないものとします。
8. お客様と当社は、第 6 項の規定によりお客様と当社間で締結された契約を解除したことにより損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第 23 条(存続条項)

第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条および第 25 条は本契約終了後も効力を有するものとします。但し、第 20 条は本契約終了後から2年間に限り効力を有するものとします。

第 24 条(協議等)

1. 本契約に定めのない事項または本契約の内容に疑義が生じた場合は、お客様と当社の双方は誠意をもって協議の上、解決を図るよう努めるものとします。
2. 本契約のいずれかの部分が無効である場合でも、本契約全体の有効性には影響はないものとします。

第 25 条(準拠法・裁判管轄)

1. 本契約は日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本契約に関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条(書面の提出等)

当社が必要と認める場合は、申込書、特約申込書、その他の通知書面等の提出又は契約上の合意について、当社指定のクラウド型電子契約システムの方法によることができるものとします。

第 27 条(例外条項)

1. マルチコントラクトプラン契約では、Zoom 社及び他リセラーで契約を締結している場合でも一部のライセンスとオプション等を単体でご契約することが可能です。
2. マルチコントラクトプラン契約では、第 11 条、第 14 条、第 18 条にそれぞれ以下条件が追加適用され優先されます。

・第 11 条(サポート)

以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、該当するサービスに関する当社への問い合わせや不具合等の対応を当社で行うことはできません。

(1)本サービスまたは Zoom Phone を当社以外でご購入されている場合

(2)当社以外でご購入されたサービス起因によるもの

・第 14 条(契約期間)

当社との契約は Zoom 社及び他リセラーでの契約に関わらず期間満了日のタイミングのみ単独で解約することが出来ます。

・第 18 条(免責)

1. お客様は、マルチコントラクトプラン契約により一部ライセンス及びオプション等が提供元事業者または当社より現状有姿にて提供されるものであり、サービスに関して、完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行われるものではないことを了承するものとします。また、お客様は、本サービスおよび Zoom Phone が、人の生命・身体の安全に直接的にかかわる業務に利用されることを想定していないことを認識し、万一これら業務のために利用したときは、お客様がその一切の責任を負うことを了承するものとします。

2. マルチコントラクトプラン契約により一部ライセンス及びオプション等は提供元事業者または当社

よりお客様に提供されるものであり、サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、サービスの利用に伴うデータの消失、またはその他サービスに関連して発生したお客様の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。

ソフトバンク株式会社
2019年5月13日制定
2020年4月1日改定
2020年12月7日改定
2021年7月7日改定
2021年9月1日改定
2022年3月30日改定
2022年5月25日改定
2022年9月22日改定
2022年10月31日改定
2022年12月1日改定
2023年2月1日改定
2023年4月1日改定
2023年5月1日改定
2023年8月1日改定
2024年4月1日改定
2024年7月1日改定
2024年12月1日改定
2024年12月13日改定
2025年4月1日改定
2026年2月1日改定

料金表

1. ライセンス

初回購入時 5 ライセンスから、追加は 1 ライセンスからご購入いただけます。1 ユーザーにつき 1 ライセンスの購入が必要です。

「ZoomWorkplace プロ」、「ZoomWorkplace ビジネス」、「Zoom エンタープライズ」、「ZoomWorkplace エンタープライズ Essentials」、「ZoomWorkplace ビジネス Plus (050)」、「ZoomWorkplace ビジネス Plus (0ABJ)」、「ZoomWorkplace エンタープライズ」、「ZoomWorkplace エンタープライズ Plus」、「Zoom エンタープライズ アクティブホスト」、「ZoomWorkplace エンタープライズ Essentials アクティブホスト」により利用できるサービスの内容が異なります。

「ZoomWorkplace プロ」をご契約の場合、追加でライセンスを購入する際は、追加購入により購入したライセンス数が全体で 10 以上 49 以下となる場合、または、50 以上になる場合には、当該追加分のサービス開始日より、ライセンスの内容が、前者については「ZoomWorkplace ビジネス」に、後者については「ZoomWorkplace エンタープライズ Essentials」に自動的に変更されます。この場合、購入したすべてのライセンスについて、前者については「ZoomWorkplace ビジネス」の利用額が、後者については「ZoomWorkplace エンタープライズ Essentials」の利用額がそれぞれ適用になります。

「ZoomWorkplace ビジネス」をご契約の場合、追加でライセンスを購入する際は、追加購入により購入したライセンス数が全体で 50 以上になる場合には、当該追加分のサービス開始日より、ライセンスの内容が、「ZoomWorkplace エンタープライズ Essentials」に自動的に変更されます。この場合、購入したすべてのライセンスについて、「ZoomWorkplace エンタープライズ Essentials」の利用額がそれぞれ適用になります。

「ZoomWorkplace ビジネス Plus (050)」、「ZoomWorkplace ビジネス Plus (0ABJ)」、「ZoomWorkplace エンタープライズ」、「ZoomWorkplace エンタープライズ Plus」へプラン変更する場合、もしくは上述プランから別プランへ変更する場合は、一定条件があります。

「Zoom エンタープライズ アクティブホスト」「ZoomWorkplace エンタープライズ Essentials アクティブホスト」は、全従業員にライセンスを付与し、ホスト(別紙2に定義します。)として会議を開催したユーザー(以下「アクティブユーザー」といいます。)に対し課金します。初年度は、想定されるアクティブユーザーの数から全従業員数に対するアクティブユーザー数の比率(以下「アクティブ率」といいます。)を決定し、全従業員数に、アクティブ率およびアクティブユーザー数に応じた料金額(月額単価)を乗じて利用料を算出します。翌年以降は、前年の 7 ヶ月目から 9 ヶ月目の 3 ヶ月間の平均アクティブ率が前年に適用したアクティブ率を上回った場合、この平均アクティブ率を適用します。前年と同率または下回った場合、前年に適用したアクティブ率を適用します。

(税抜)

名称	条件	料金額 (月額単価) /ライセンス
ZoomWorkplace プロ	総ライセンス数 5～9 で契約可	2,680 円
ZoomWorkplace ビジネス	総ライセンス数 10～49 で契約可	3,280 円
Zoom エンタープライズ	総ライセンス数 50 以上で契約可 ※2025 年 1 月 1 日以降新規契約不可	3,580 円
Zoom エンタープライズ アクティブホスト	総ライセンス数 50 以上で契約可 ※2025 年 1 月 1 日以降新規契約不可	個別見積
ZoomWorkplace エンタープライズ Essentials	総ライセンス数 50 以上で契約可	3,780 円

ZoomWorkplace エンタープライズ Essentials アクティブホスト	(全従業員にライセンスを付与)	個別見積
ZoomWorkplace ビジネス Plus (050)	総ライセンス数 10 以上で契約可	4,680 円
ZoomWorkplace ビジネス Plus (0ABJ)	総ライセンス数 10 以上で契約可	5,480 円
ZoomWorkplace エンタープライズ	総ライセンス数 10 以上で契約可	3,780 円
ZoomWorkplace エンタープライズ Plus	総ライセンス数 50 以上で契約可	4,980 円
マルチコントラクトプラン	当社が提供可能と認める場合のみ	—

※2025 年 4 月 1 日より、「ZoomOne」のプラン名称が「ZoomWorkplace」に変更になりました。

2. オプション

「Zoom Rooms」を除くオプションはライセンスを 1 つ以上購入している場合に購入できます。

「Zoom Rooms」はライセンスを購入していなくても、単体で購入できます。各オプションの購入数に制限はありません。

マルチコントラクトプラン契約で当社が認める契約に限り、一部のオプション単体でのご提供が可能となります。

「クラウド録画容量追加 200GB / 1TB / 5TB」は、プロまたはビジネスライセンスを購入の場合に 1 つのみ購入できます。追加した容量とプランにバンドルされている容量の合計が契約内で利用可能な容量となります。

Zoom エンタープライズ、ZoomWorkplace エンタープライズ、Zoom エンタープライズ アクティブホスト ZoomWorkplace エンタープライズ Essentials、ZoomWorkplace エンタープライズ Essentials アクティブホストには、「大規模ミーティング 500」、「ウェビナー500」、容量無制限のクラウド録画が含まれるため、追加オプションによる購入は不可です。

ZoomWorkplace エンタープライズ Plus には「大規模ミーティング 1000」、「ウェビナー1000」、容量無制限のクラウド録画が含まれるため、「大規模ミーティング 500」、「大規模ミーティング 1000」、「ウェビナー500」、「ウェビナー1000」、「クラウド録画容量追加」の追加オプションによる購入は不可です。

Zoom エンタープライズアクティブホストに「翻訳版字幕」を追加する場合は、原則支払い対象のライセンス数分「翻訳版字幕」を契約する必要があります。

ZoomEvents (Pay Per Attendee)、ZoomWebinarPlus (Pay Per Attendee) は、参加者課金制となり契約オプション数を超える参加者が参加した場合は超過料金が発生します。また、契約から 1 年間の利用期間がありますが、1 年未満にライセンス契約を解約してしまう場合はライセンス契約と同時に利用権も消滅します。

※2025 年 8 月 1 日より、「ZoomSessions」のプラン名称が「ZoomWebinarPlus」に変更になりました。

Zoom Phone を利用する場合、「Zoom Phone Pro PBX」「Zoom Phone Japan Unlimited Calling」「Zoom Phone Pro Global Select Unlimited」「Zoom Phone Japan Metered Calling」「Zoom Phone Pro Global Select Metered」各オプションのいずれかもしくは合わせて 5 ライセンス以上の購入が必要です。

「Zoom Phone Pro PBX」「Zoom Phone Japan Unlimited Calling」「Zoom Phone Pro Global Select Unlimited」「Zoom Phone Japan Metered Calling」「Zoom Phone Pro Global Select Metered」オプシ

オンは ZoomWorkplace ビジネスもしくは Zoom エンタープライズのライセンスを購入している場合にのみ購入が可能です。(ただし、第 27 条規定のマルチコントラクトプラン契約の場合を除きます)。また、「Zoom Phone Add-On for ZoomWorkplace with Phone Number」オプションは、ZoomWorkplace エンタープライズもしくは ZoomWorkplace エンタープライズ Plus のライセンスを購入している場合にのみ購入が可能です。

「Zoom Phone Pro PBX」は、「Zoom Phone Japan Unlimited Calling」もしくは「Zoom Phone Pro Global Select Unlimited」「Zoom Phone Japan Metered Calling」「Zoom Phone Pro Global Select Metered」を 1 つ以上購入している場合に購入が可能です。

(税抜)

名称	料金額(月額単価)
Zoom ルーム	7,980 円
H.323/SIP ルームコネクタ	7,980 円
大規模ミーティング 500	7,980 円
大規模ミーティング 1000	24,980 円
大規模ミーティング 3000	173,000 円
大規模ミーティング 5000	433,000 円
ウェビナー500(旧)	旧価格 23,980 円
ウェビナー300	15,980 円
ウェビナー500	21,980 円
ウェビナー1000	53,980 円
ウェビナー3000	154,980 円
ウェビナー5000	389,000 円
ウェビナー10000	980,000 円
ウェビナー20000	1,410,000 円
ウェビナー30000	1,580,000 円
ウェビナー50000	2,110,000 円
クラウド録画容量追加 200GB	7,380 円
クラウド録画容量追加 1TB	17,980 円
クラウド録画容量追加 5TB	89,980 円
ZP Pro PBX	1,280 円
050_ZP JPN Unlimited Calling	2,280 円
ZP Pro Global Select Unlimited	3,380 円
050_アドオン用 ZP JPN Unlimited Calling Plan	1,380 円
0ABJ_アドオン用 ZP Global Select Unlimited	2,180 円
ZP Common Area	680 円
ZP Power Pack	4,180 円
ZP Committed Usage	個別見積
ZP Japan Metered Calling	1,880 円
ZP Pro Global Select Metered	2,780 円
ZP Japan Phone Numbers	1,080 円
ZP Global Select Telephone Number	1,880 円
翻訳版字幕	880 円
WorkspaceReservation	280 円
ホワイトボード	480 円
ホワイトボード Plus	1,180 円

ZoomEvents 100	24,980 円
ZoomEvents 500	81,980 円
ZoomEvents 1000	155,000 円
ZoomEvents 3000	433,000 円
ZoomEvents 5000	694,000 円
ZoomEvents 10000	1,377,000 円
ZoomEvents 20000	2,206,000 円
ZoomEvents 30000	2,482,000 円
ZoomEvents 50000	3,099,000 円
ZoomWebinarPlus 100	16,980 円
ZoomWebinarPlus 500	56,980 円
ZoomWebinarPlus 1000	111,000 円
ZoomWebinarPlus 3000	327,000 円
ZoomWebinarPlus 5000	530,000 円
ZoomWebinarPlus 10000	1,059,000 円
ZoomWebinarPlus 20000	1,697,000 円
ZoomWebinarPlus 30000	1,909,000 円
ZoomWebinarPlus 50000	2,387,000 円
ZoomEvents 600 (Pay Per Attendee)	325 円
ZoomEvents 1000 (Pay Per Attendee)	300 円
ZoomEvents 3000 (Pay Per Attendee)	280 円
ZoomEvents 5000 (Pay Per Attendee)	270 円
ZoomEvents 10000 (Pay Per Attendee)	250 円
ZoomEvents 20000 (Pay Per Attendee)	240 円
ZoomEvents 30000 (Pay Per Attendee)	220 円
ZoomEvents 50000 (Pay Per Attendee)	200 円
ZoomEvents (Pay Per Attendee)超過料金	510 円
ZoomWebinarPlus 600 (Pay Per Attendee)	270 円
ZoomWebinarPlus 1000 (Pay Per Attendee)	250 円
ZoomWebinarPlus 3000 (Pay Per Attendee)	230 円
ZoomWebinarPlus 5000 (Pay Per Attendee)	210 円
ZoomWebinarPlus 10000 (Pay Per Attendee)	200 円
ZoomWebinarPlus 20000 (Pay Per Attendee)	190 円
ZoomWebinarPlus 30000 (Pay Per Attendee)	180 円
ZoomWebinarPlus 50000 (Pay Per Attendee)	160 円
ZoomWebinarPlus (Pay Per Attendee)超過料金	410 円
Zoom Mesh	40 円
Premier Support Programs	個別見積
Premier Support Programs+	個別見積
Premier Developer Support Bronze	個別見積
Premier Developer Support Silver	個別見積
Premier Developer Support Gold	個別見積
Zoom Revenue Accelerator	12,980 円
Zoom Clips プラス	1,380 円
Zoom node	個別見積

Custom AI Companion	3,480 円
---------------------	---------

- ご契約の Zoom Video Webinars100 と Zoom Video Webinars500 旧価格の収容人数は 2021 年 10 月 10 日以降順次それぞれ以下変更になります。
Zoom Video Webinars 100:収容人数 100 は収容人数 500 に変更
Zoom Video Webinars 500 旧価格:収容人数 500 は収容人数 1,000 に変更
注)Zoom Video Webinars 500 新価格:収容人数 500 変更なし
- 2021 年 11 月 1 日以降 Zoom Video Webinars100 と Zoom Video Webinars500 旧価格での新規受付は不可となります。既存契約の数量追加につきましても 2021 年 11 月 1 日以降は受付不可となります。
- 2021 年 11 月 1 日以降 Zoom Video Webinars500 は新価格(収容人数 500)での契約となります。
- ご契約のクラウド録画容量追加 100G、500G、3TB は 2023 年 2 月 1 日以降、各ご契約の更新タイミングで順次以下に変更になります。
クラウド録画容量追加 100G → クラウド録画容量追加 200G
クラウド録画容量追加 500G → クラウド録画容量追加 1TB
クラウド録画容量追加 3TB → クラウド録画容量追加 5TB

利用料金はオーナー(別紙2に定義します。)のサービス開始日から利用月(別紙2に定義します。)単位で請求します。

利用期間の途中でライセンスまたはオプションを追加購入する場合は、当該追加分のサービス開始日から利用月単位で請求します。

<クラウド録画容量追加の超過料金について>

「クラウド録画容量追加 200GB / 1TB / 5TB」を購入した場合、当月の使用量の最大値が、追加した容量とプランにバンドルされている容量の合計以上の容量となった際、料金表(<https://www.zoom.us/billing/pbx/rates>)に従い以下の方法で算出し、利用月の翌々月に日本円で請求します。

- アカウントに適用中の通貨が US\$ の場合は合計金額に換算レート 1US\$ あたり 160 円(2026 年 2 月 1 日時点)を乗じ円建てで算出します。本レートは為替レートの変動に伴い、予告なく変更する場合があります。
- アカウントに適用中の通貨が日本円の場合は合計金額に 3%を乗じて算出します。

【クラウド録画容量 超過料金表】

購入されているクラウド容量追加オプション	規定容量以上利用した場合の請求金額 (1GB あたり)
クラウド容量追加 200GB	1.5US\$
クラウド容量追加 1TB	0.5US\$
クラウド容量追加 5TB	0.1US\$

<Zoom Phone の通話料金について>

以下の通話が発生した場合、料金表(<https://www.zoom.us/billing/pbx/rates>)に従い以下の方法で算出し、利用月の翌々月に日本円で請求します。

- アカウントに適用中の通貨が US\$ の場合は合計金額に換算レート 1US\$ あたり 160 円(2026 年 2 月 1 日時点)を乗じ円建てで算出します。
本レートは為替レートの変動に伴い、予告なく変更する場合があります。
- アカウントに適用中の通貨が日本円の場合は合計金額に 3%を乗じて算出します。
 - 海外向け通話

・Unlimited(通話無制限)ライセンスが紐付くユーザーからの発信・転送を除く通話
海外向け通話料は免税です。
解約日の24時(日本時間)を過ぎた後に発生した海外向け通話料は、UTCとの時差の関係により
解約月の翌々月に請求される場合があります。
為替レートの変動や Zoom 社の価格改定に伴い、ライセンスおよびオプションについて当社の判
断により提供価格を改定する場合があります。

3. Zoom Phone で提供する機能

(1) 基本機能

外線発信	着信先:固定電話番号、IP 電話番号、移動体電話番号、海外 ※衛星携帯電話への発信はできません
外線着信	発信元:固定電話番号、IP 電話番号、移動体電話番号、海外

- ・緊急呼への発信ができないため、お客様にて緊急通報可能な回線の用意が必要です
- ・災害時優先電話の指定はできません
- ・117/171 等の 3 桁番号(184/186 は除く)を付加した発信はできません
- ・#ダイヤルなど 4 桁番号への発信はできません
- ・FAX、DTMF を利用した機器等への接続における保証はできません
- ・050 番号は当社着信課金サービスの着信先として設定できません
- ・移転時、災害時等におけるトーキ接続サービスはありません
- ・電話帳掲載、104 番号案内への登録はできません
- ・通話明細(紙/Web)および部課別集計などのサービスはありません

(2) 付加機能

Zoom Phone では拡張機能(<https://explore.zoom.us/en/products/zoom-phone/features/>)を提供しますが、お客様宅内環境における動作確認については、お客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

(3) 電話番号

電話番号に関する取り扱いについては、提供元事業者が定めるポリシー
(<https://explore.zoom.us/docs/doc/Zoom-Phone-Numbering-Policy.pdf>)に準ずるものとします。

サービスの利用開始条件

1. 用語の定義

- ・ 「オーナー」: 新規契約時にライセンスの管理者として登録するユーザー
- ・ 「ホスト」: 本サービスにおいてミーティングを設定、開催するユーザー
- ・ 「利用月」: オーナーのサービス開始日から1ヶ月ごとをさす
- ・ 「新規」: オーナーの登録
- ・ 「追加」: 既存の契約にライセンスまたはオプションを追加すること
- ・ 「削除」: 既存の契約のライセンスまたはオプションを削減すること
- ・ 「解約」: 既存の契約のライセンスおよびオプションの全てを終了すること

2. 契約期間について

- ・ 「新規」: 契約期間は、本規約に定めるとおりです。
- ・ 「追加」: 契約期間の満了日は、オーナーの契約の契約期間の満了日となります。

3. サービス開始日について

- ・ 「新規」: サービス開始日は毎月1日(ついたち)です。申請受付期限は、サービス開始日(毎月1日)の10営業日前となります。
- ・ 「追加」: サービス開始日は毎月1日(ついたち)です。申請受付期限は、サービス開始日(毎月1日)の10営業日前となります。
- ・ 「削除」: オーナー契約の契約期間の満了日の60日前までに申請が必要です。契約期間の途中での削除はできません。
- ・ 「解約」: オーナー契約の契約期間満了日の60日前までに申請が必要です。契約期間の途中での解約はできません。
- ・ Zoom Phone に関して、本人確認または利用箇所住所の確認プロセスが伴う場合の申請受付期限は、サービス開始日(毎月1日)の25営業日前となります。

4. 申請方法

- ・ 各申請については当社の営業担当までご連絡をお願いします。
- ・ 各申請受付日は当社の営業日とし、お客様の指定日が当社の休日の場合は前営業日を申請受付日とします。

5. その他

Zoom Phone で提供する電話番号は、申込における本人確認が完了してから払い出されるものとします。

以上